

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

山形県 最低賃金

令和7年
12月23日から
時間額

1,032 UP 77円 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!



最低賃金に関する
特設サイト

[最低賃金 特設サイト](#) [検索](#)

最低賃金に関する
お問い合わせは
山形労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



[山形労働局](#) [検索](#)

賃金引上げ
特設ページ
賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



[賃金引上げ特設ページ](#) [検索](#)

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金



働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

A 時間給の方

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額} \text{ (時間額)} \text{ 円}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内でも最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件



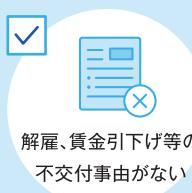
事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの流れ



1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施



3 実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4 支給
賃金引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)

山形県の最低賃金

【発効日：令和7年12月23日】

時間額

1,032
円

77円
UP
↗

鮎川村 小杉の大杉(トトロの木)

特定(産業別)最低賃金 【発効日：令和7年12月23日】

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	時間額 1,070円	58円 UP
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 1,055円	59円 UP
自動車・同附属品製造業	時間額 1,070円	58円 UP
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	時間額 1,032円	※山形県最低賃金が適用されます。

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援策

業務改善助成金 《問合せ先》業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 (受付時間 平日9:00~17:00)
キャリアアップ助成金 《問合せ先》山形労働局 助成金センター ☎(023) 666-3614・最寄りのハローワークへ!



【山形働き方改革推進支援センター】《問合せ先》☎0800-800-3552

社会保険労務士などの専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。

【最低賃金・最低工賃に関する問合せ先】

山形労働局労働基準部賃金室 ☎(023) 624-8224・最寄りの労働基準監督署へ!

■山形労働基準監督署 ☎(023) 624-6211
■米沢労働基準監督署 ☎(0238) 23-7120
■村山労働基準監督署 ☎(0237) 55-2815

■庄内労働基準監督署 ☎(0235) 22-0714
■新庄労働基準監督署 ☎(0233) 22-0227

厚生労働省

山形労働局・労働基準監督署・ハローワーク

☆特定（産業別）最低賃金の適用範囲について

特定（産業別）最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	適用除外労働者
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業 時間額：1,070円	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額：1,055円	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務
自動車・同附属品製造業 時間額：1,070円	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る。) 時間額：1,032円 ※山形県最低賃金が適用されます。	自動車整備業（原動機付自転車に係るもの）を除く。以下同じ。）、純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの

【注】次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

(1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等） (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） (3) 時間外割増、休日割増および深夜割増賃金
(4) 精勤手当、通勤手当および家族手当 ※日給（月給）の場合 → 日給（月給） ÷ 1日（1か月）の平均所定労働時間 = 時間換算額 ≒ 最低賃金額（時間額）

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援策

◎業務改善助成金のご案内！

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金（雇入れ後6か月を経過した労働者のうち、事業場内で最も低い時間額）を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかる費用の一部を助成する制度です。

助成対象となる経費は「生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等」です。なお、交付申請後、労働局の交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。また、助成対象経費の区分については交付要綱・交付要領に定められており、経費削減を目的とした経費、職場環境の改善経費など、対象とならない経費があります。

詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認いただき、必ず最新の交付要綱・交付要領で助成要件をご確認ください。

【問合せ先】業務改善助成金コールセンター

コールセンターを開設しております。ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 0120-366-440 受付時間：平日 9:00～17:00
又は 山形労働局 雇用環境・均等室 ☎ (023) 624-8228

◎キャリアアップ助成金のご案内！

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

非正規労働者の賃金引上げを行う際、「賃金規定等改定コース」や「社会保険適用時待遇改善コース」「短時間労働者労働時間延長支援コース」を活用できる場合があります。

支給要件等の詳しい内容については、担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】山形労働局 助成金センター ☎ (023) 666-3614 又は 最寄りのハローワーク

◎働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間等の労務管理や賃金制度等の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

【山形働き方改革推進支援センター】☎ 0800-800-3552（山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階）